

1. ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭等の自立を促進するために必要な事由や父母の疾病などの理由により、一時的に生活の援助が必要な場合、家庭生活支援員を派遣し在宅生活の支援をします。

※ 1回2時間以内

[利用料] (児童1人・1時間あたり)

生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

☎ 手続・相談窓口 ☎

●こども支援課

☎31-4204

2. 子育て短期支援事業



① ショートステイ

保護者の都合（病気、出産、冠婚葬祭、出張、学校の公的行事への参加など）により一時的に家庭でお子さんのお世話（養育）が困難な場合、まりも学園でお預かりいたします。※利用期間／原則7日間まで

[利用料]

世帯区分	利用区分	1人1日あたりの負担額
●生活保護世帯	2歳未満の児童	0円
●市民税非課税世帯の母子・父子世帯	2歳以上の児童	0円
●市民税非課税世帯	2歳未満の児童	1,100円
●市民税課税世帯の母子・父子世帯	2歳以上の児童	1,000円
●その他の世帯	2歳未満の児童	5,350円
	2歳以上の児童	2,750円

② トワイライトステイ

保護者が、仕事・その他の理由により帰宅が夜間に渡る場合や休日に不在となり、家庭における養育が困難な児童に対し、まりも学園でお預かりし、生活指導や食事の提供などをします。

※利用時間 平日／午後5時～午後10時 日曜日・祝祭日／午前8時～午後10時

[利用料]

世帯区分	利用区分	1人1日あたりの負担額
●生活保護世帯	平日	0円
●市民税非課税世帯の母子・父子世帯	休日	0円
●市民税非課税世帯	平日	300円
●市民税課税世帯の母子・父子世帯	休日	350円
●その他の世帯	平日	750円
	休日	1,350円

☎ 手続・相談窓口 ☎

●こども支援課..... ☎31-4204

3. 育児支援家庭訪問事業

育児支援が得られない出産後3か月以内の家庭や、育児や家庭生活に支援が必要な世帯、家事に対して不安や負担を抱える世帯に家庭生活支援員等を派遣し、相談や助言を行っています。

※派遣時間／午前9時～午後5時

☎ 手続・相談窓口 ☎

●こども支援課

☎31-4204

4. 釧路市ファミリー・サポート・センター事業 (子育てサポートセンター・すくすく)

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助ができる人」が会員になり、お互いが地域の中で助け合いながら子育てする会員相互援助活動事業です。

●主な援助の内容

- ・ 保育所、幼稚園等の送迎
- ・ 保育所、幼稚園、学校等の開始前や終了後の託児
- ・ 保護者の用事のときの託児等

【対象児童】 生後6か月から、小学校6年生まで

【利用時間】 午前6時から午後10時まで

【利用料】

区 分	利用額(30分あたり)
月～金曜日の午前7時～午後7時まで	300円
(兄弟・姉妹で2人目以降のこども1人につき)	150円
上記の時間帯以外 土・日曜日、祝日、年末年始	350円
(兄弟・姉妹で2人目以降のこども1人につき)	170円

◆ 交通費、食事代やおやつ代、おむつ代などは実費を負担いただきます。

◆ 利用料金は利用日ごとに、依頼会員から提供会員に直接支払います。

☎ 手続先・相談窓口 ☎

子育てサポートセンター・すくすく

●本所(釧路市総合福祉センター内)

☎23-2552

●阿寒支所(阿寒町保健・福祉サービス複合施設「ひだまり」内)

☎66-4200

●音別支所(音別町福祉保健センター)

☎01547-6-2941

5. 釧路市子育て支援センター

子育て支援センターは、就学前のお子さんとその家族のみなさんに、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや相談、情報提供などを行っています。ぜひ、お気軽にご利用ください。

センター名	開設時間・子育て相談
☆釧路市子育て支援総合センター ☎65-9912	月～土曜日 9:30～16:00 子育て相談 9:00～17:00
☆釧路市中部子育て支援センター ☎38-5037	月～土曜日 9:30～12:00 13:30～16:00 子育て相談 9:00～17:00
☆釧路市西部子育て支援センター ☎65-6112	月～土曜日 9:30～12:00 13:30～16:00 子育て相談 9:00～17:00
釧路市親子つどいの広場 昭和 ☎55-2231	月～金曜日 9:00～14:00 (水曜日のみ赤ちゃんルーム) 子育て相談 9:00～14:00
釧路はるとり保育園 子育て支援センター ☎47-3277	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 子育て相談 9:00～16:00
釧路風の子認定こども園 子育て支援センター ☎65-5956	火・水・金 10:00～11:30 子育て相談(月～金) 9:00～16:00 ※年齢により利用日が異なります

☆マークの施設には、子育て支援コーディネーターがおり、様々なご相談に対応します。

6. 保育所(園)等

就学前児童を預ける施設には、幼稚園等^{※1}と保育所等^{※2}があります。幼稚園等は学校教育法に基づく教育を目的とした施設であり、保育所等は、保護者が就労したり、あるいは疾病等の理由により家庭で十分保育することのできない児童を保護者に代わり保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって保育の必要性の事由に該当することが必要となります。

保育所等は大きく分けると認可保育施設と認可外保育施設に分けられます。詳細は18ページからの一覧等でご確認ください。

※1教育を提供する施設には、幼稚園、認定こども園があります。

※2保育を提供する施設には、保育所、認定こども園及び地域型保育事業施設(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業)があります。

☎ 問い合わせ ☎

●こども育成課 保育係 ☎31-4541

認可外保育施設

認可外保育施設については、その施設ごとに利用の条件及び保育料等がちがいますので、それぞれお問い合わせのうえ、直接申し込んでください。

認可保育施設

●**保育の必要性の事由** お子さんの保育施設の利用には、保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

就 労	ひと月において、48時間以上労働することを常態とすること。
妊 娠・出 産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
保 護 者 の 疾 病・障 が い	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
同居の親族の 介 護・看 護	同居の親族（長期入院等の親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求 職 活 動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
就 学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）
虐待やDVの おそれがあること	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 配偶者からの暴力によりこどもの保育を行うことが困難であると認められること。
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがあり、育児休業の間に引き続き保育の利用が必要であると認められること。
そ の 他	上記の事由に類するものとして市が認める事由に該当すること。

特別保育事業（サービス）等のいろいろ

ご家庭の様々な要望に対応するため、いろいろな保育サービスをしております。ただし、全ての保育所等で行っているわけではありませんので、詳しくはこども育成課までお問い合わせください。

特 別 支 援 保 育 事 業	心身に障がいのある3歳以上のお子さんをお預かりし、ほかの子どもたちと一緒に生活をしています。
延 長 保 育 事 業	通常の時間をこえて保育を必要とする方に、時間を延長してお預かりしています。
休 日 保 育 事 業 (認可保育施設を利用しているお子さん)	日曜日や祝日に、仕事でお子さんを保育できない場合、お預かりしています。(年末・年始を除きます) ただし生後満6か月以上のお子さんが対象で、保育時間は午前8時から午後6時までです。
病児・病後児保育事業	お子さんが病気やケガの回復期に至らない時、あるいは回復期の時に、仕事などで保育できない場合、お預かりしています。(病児保育は病児保育施設スクラム、病後児保育は共栄保育園で行っています)
一 時 預 かり 事 業 (幼稚園・認可保育施設等を利用していないお子さん)	毎日でなく時々保育を必要とする方・急な用事や病気、育児等に伴う心理的・身体的負担を解消するためなどで、一時的に保育を必要とする方のお子さんをお預かりしています。 くわしくはこども育成課にお問い合わせください。
夜 間 保 育 事 業	釧路旭夜間保育園では、午後2時から午前2時までお預かりしています。
保 育 施 設 開 放 事 業	保育施設を利用していないお子さんに、保育施設を遊び場として提供しています。 毎週水曜日の午前10時から11時までです。ただし、釧路旭夜間保育園は午後5時から6時までです。 くわしくは各施設にお問い合わせください。
広 域 入 所	自分が住んでいるまちではなく、他のまちの保育所等に入所することが必要な方のため、釧路市外の認可保育施設を利用することができる事業です。
医 療 的 ケ ア 児 保 育 支 援 事 業	日常的に医療的ケア（経管栄養など）が必要で、集団保育が可能なお子さんを看護師が市立芦野保育園に配置されている間、お預かりすることができます。
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないお子さんが利用できる通園制度です。 1か月あたりの利用時間には上限があります。

認可保育所(園)

市立保育園

保育所名	住 所	電 話	利用定員(名)	入所年齢	開所時間
釧路市立新富士保育園	新富士町2-11-22	51-1958	90	1歳	7:30~19:00
釧路市立鳥取保育園	鳥取北4-21-10	51-9358	90	3か月	〃
釧路市立芦野保育園	芦野3-10-9	38-5120	75	3か月	〃

法人立保育園

釧路第1 福ちゃん保育園	緑ヶ岡2-27-2	41-0018	75	産後 57日目以降	7:30~19:00
釧路第2 福ちゃん保育園	白樺台2-3-8	91-6882	45	3か月	7:30~19:00
釧路旭夜間保育園	旭町1-8	24-6130	20	3か月	14:00~2:00
昭和どんぐりの家保育園	昭和中央5-6-9	55-7331	60	産後 57日目以降	7:00~19:00
治水どんぐりの家保育園	暁町6-7	22-9568	60	産後 57日目以降	7:00~19:00

家庭の保育事業

保育所名	住 所	電 話	利用定員(名)	入所年齢	開所時間
P-ぽけっと	興津2-30-17	92-4460	5	3か月	7:30~18:30
保育所 みんなのおうち	東川町12-3	31-0071	5	産後 57日目以降	8:00~18:00

小規模保育事業A型

保育所名	住 所	電 話	利用定員(名)	入所年齢	開所時間
あいいく保育園	昭和南3-16-19 昭和農協ビル1F	65-5101	18	3か月	7:30~18:30
保育園 キッズランド	文苑1-22-17	38-6617	19	2か月	7:30~19:00
小規模保育園はいほーむ	昭和南4-25-11	68-5208	15	2か月	7:00~19:00

認定こども園

市立認定こども園

施設名	住 所	電 話	定員 (保育)	定員 (教育)	入所年齢 (保育)	入所年齢 (教育)	開所時間
音別認定こども園	音別町中園2-165	01547-6-2163	27	18	3か月	満3歳	7:30~18:30
認定こども園阿寒幼稚園	阿寒町富士見2-10-1	66-3152	37	25	3か月	満3歳	7:30~19:00

私立認定こども園

施設名	住 所	電 話	定員 (保育)	定員 (教育)	入所年齢 (保育)	入所年齢 (教育)	開所時間
認定こども園よしの	大楽毛西2-25-3	57-5533	50	15	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路あさひ認定こども園	旭町12-2	25-2301	100	10	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路風の子認定こども園	鳥取南7-2-9	65-5955	55	15	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路おたのしけ認定こども園	大楽毛4-12-6	57-3997	70	10	3か月	満3歳	7:00~19:00
美原認定こども園	美原4-5-16	36-2440	60	7	3か月	満3歳	7:00~19:00
桂恋認定こども園	桂恋167	91-2935	30	5	3か月	満3歳	7:00~19:00
ことぶき認定こども園	寿1-4-4	22-5359	69	5	3か月	満3歳	7:00~19:00
双葉認定こども園	新釧路町3-14	24-8888	70	14	3か月	満3歳	7:00~19:00
かしわ認定こども園	紫雲台2-30	41-2581	80	10	産後57日目以降	満3歳	7:00~19:00
あいこう認定こども園	愛国西1-24-10	36-3142	90	10	産後57日目以降	満3歳	7:00~19:00
釧路頌栄保育園	弥生2-10-28	41-1805	50	15	3か月	満3歳	7:30~19:00
釧路はるとり保育園	武佐1-3-5	46-1685	56	4	産後43日目以降	満3歳	7:00~19:00
釧路共栄保育園	若竹町4-7 ※R8.9月頃まで城山1-15-14に一時移転	22-4530	71	9	産後43日目以降	満3歳	7:00~19:00
日本赤十字社釧路さかえ保育園	幸町11-1-1	65-8008	90	10	産後50日目以降	満3歳	7:00~19:00
釧路わかくさ保育園	武佐4-26-2	46-5674	54	6	産後43日目以降	満3歳	7:00~19:00
鉄道弘済会釧路認定こども園	愛国東2-1-11	36-7028	87	3	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路カトリック幼稚園	黒金町12-10	23-3993	15	45	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路ひばり幼稚園	緑ヶ岡5-20-15	46-4280	15	30	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路桜幼稚園	桜ヶ岡5-1-24	91-6441	20	45	満3歳	満3歳	7:30~19:00
釧路白樺幼稚園	白樺台3-5-37	91-6805	8	15	満3歳	満3歳	7:30~19:00
美原つくし幼稚園	美原1-50-8	37-0738	10	55	満3歳	満3歳	7:30~18:30
かすみ幼稚園	白金町24-6	23-4590	10	70	満3歳	満3歳	7:30~19:00
釧路あおば幼稚園	鶴野東1-8-1	53-3810	20	50	満3歳	満3歳	7:00~19:00
ひぶな幼稚園	柏木町11-1	41-7418	80	35	満1歳	満3歳	7:30~19:00
釧路短期大学附属幼稚園	緑ヶ岡1-10-42	43-1773	18	45	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路ひまわり幼稚園	鳥取大通2-4	51-7766	50	90	満3歳	満3歳	7:30~18:30
湖畔幼稚園	武佐2-35-5	46-0691	60	50	1歳	満3歳	7:15~18:45
愛国フレンドようちえん	芦野5-6-5	36-4555	20	40	満3歳	満3歳	7:00~18:30
わかばフレンドようちえん	昭和中央2-7-13	51-9478	63	67	1・2歳	満3歳	7:00~18:30
みはらフレンドようちえん	美原4-5-1	36-2694	27	43	満3歳	満3歳	7:00~18:30
第二豊川幼稚園	豊川町8-19	23-6858	15	65	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路豊川幼稚園	愛国西1-18-3	37-1732	15	65	満3歳	満3歳	7:30~18:30
昭和スポーツ幼稚園	北園41-4158	51-9493	25	60	満3歳	満3歳	7:30~18:30

企業主導型保育施設

保育所名	住 所	電 話
コロポックル保育園	阿寒町阿寒湖温泉4-1-26	65-6100
フィオーレ なないろ保育園	若松町8-5	65-5371
第2の我が家 フレンドランド	川上町8-1	21-7888
医療法人 東北海道病院保育所	若竹町6-15	64-9726

7. 幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
釧路聖母幼稚園	新川町16-19	25-0697
グリーン幼稚園	川端町3-1	23-1860
貝塚幼稚園	貝塚2-19-3	41-3949
仏教釧路幼稚園	富士見2-2-5	41-5296
釧路市立マリモ幼稚園	阿寒町阿寒湖温泉5-5-7	67-2507

8. 児童館・児童センター等

問い合わせ/こども育成課 こども未来づくり係
☎31-4584

児童館や児童センターは、18歳未満のすべてのこどもたちが自由に遊ぶことができる場所です。就学前のお子さんについては、保護者と同伴で遊ぶことができます。

楽しく

仲良く

元氣良く

を活動目標として、いろんな遊びをしています。

そして、地域の皆さんの協力をいただきながら、こどもたちと一緒に四季折々の行事を行っています。

こどもにとっての「遊び」は、大人になるための準備作業であり本当に大切なことです。遊ぶことで身体がきたえられ、友だちを思いやる気持ちや創造力、社会性などが身についていきます。

遊ぶためには、「時間」と「仲間」と「空間（場所）」の3つの「間」が必要です。

児童館・児童センターには、「仲間」と「空間（場所）」の2つがそろっていますので、お父さんやお母さんは、こどもたちに自由な時間をたくさんつくってあげてください。

〈開館時間〉

午前9時から午後6時まで

（春・夏・冬休み期間は午前8時30分から午後6時まで）

※阿寒湖温泉子供交流館は午前10時から午後5時まで

〈休館日〉

日曜日・祝日・年末年始

市内の児童館・児童センター等一覧

児童館・センター名	住所	電話番号
白樺児童館	白樺台3-5-39	91-7705
桜ヶ岡児童センター	桜ヶ岡5-5-1	91-9511
望洋児童センター	春採4-10-16	41-5989
米町児童センター	知人町4-37	41-2426
鶴ヶ岱児童センター	鶴ヶ岱1-9-7	41-1433
緑ヶ岡児童センター （緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター内）	貝塚1-7-15	41-7693
武佐児童センター	武佐2-27-16	47-3232
第2武佐児童センター	武佐3-47-33	46-6390
とんけし児童センター	寿1-2-27	22-1992
松浦児童センター （共栄ふれあいセンター内）	双葉町4-38	23-9657
光陽児童館	光陽町16-3	25-7748
美原児童センター	美原4-5-33	36-5986
芦野児童センター	芦野3-29-5	37-5735
治水児童館	治水町3-4	24-6396
春日児童館	春日町9-16	23-8168
愛国児童センター	愛国西3-24-8	36-0353
昭和児童センター	昭和町3-2-1	53-0548
鳥取西児童センター	鳥取北8-3-2	51-9495
鶴野児童センター	星が浦北3-1-30	53-1127
大楽毛児童センター	大楽毛4-12-15	57-5596
昭和中央児童センター	昭和中央4-7-1	55-2221
阿寒湖温泉子供交流館	阿寒町阿寒湖温泉5-5-7	67-2070

9. 放課後児童クラブについて

釧路市では、21カ所全ての児童館・児童センターで放課後児童クラブを開設しています。

また、児童館以外では、阿寒小学校内と、新陽小学校内に開設しています。クラブでは、お父さんやお母さんが働いていて昼間家にいない家庭の小学校1年から6年生のお子さんを登録しています。

こどもたちは、毎日、学校から「ただいま」といって帰ってきて、いろんな遊びやクラブ活動をしながら楽しく生活しています。また、お父さん・お母さんでつくっている父母会では、親子で楽しめる行事も行っています。

児童館以外の放課後児童クラブ

- 阿寒放課後児童クラブ
阿寒町富士見1-17-1（阿寒小学校内）…………… ☎ 66-1188
- 新陽放課後児童クラブ
新富士町4-6-8（新陽小学校内）…………… ☎ 51-5101

放課後等子ども広場

- 音別町放課後子ども広場
音別町中園2-165…………… ☎ 01547-6-2110